

第151回宮城県都市計画審議会の議事概要

- 1 開催日時 平成21年9月4日（金）午後1時30分から午後3時15分まで
- 2 場 所 県庁行政庁舎4階 特別会議室
- 3 出席委員 足立千佳子委員，安藤ひろみ委員，大村虔一委員，萱場市子委員，大山弘子委員，濱野寿美男委員，木村義熙委員，森杉壽芳委員，宮崎正義委員（代理），木場宣行委員（代理），青山俊行委員（代理），大山憲司委員（代理），奥山恵美子委員（代理），佐々木功悦委員，中山耕一委員，寺澤正志委員，菅間進委員（以上17名）
- 4 議 案
議案第2202号 「若柳都市計画，築館都市計画，栗駒都市計画及び鶯沢都市計画下水道の変更について」
議案第2203号 「特殊建築物の敷地の位置について」
- 5 次 第
 - (1) 報 告 前々回（第149回）及び前回（第150回）の議案の処理状況について，議案第2199号及び議案第2201号の2件について，所定の手続きが完了していることを報告。
 - (2) 議案審議
 - (3) そ の 他（報告）
 - ・仙塩広域及び石巻広域都市計画区域区分の変更について
 - ・仙塩広域及び石巻広域都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（素案）について
- 6 審議概要
 - (1) 議案第2202号 「若柳都市計画，築館都市計画，栗駒都市計画及び鶯沢都市計画下水道の変更について」
 - 事務局（中川下水道課長） （議案内容説明）
 - 大村議長 ただいま事務局から説明がございましたが，委員の皆様から御意見，御質問等ございませんか。名称が替わったというのが大半で，一部それに新たに付け加わったというのが入っているという内容でございますが。木村委員，何かございますか。
 - 木村委員 内容的には，今，議長がおっしゃったとおりでございますが，新たに排水区域としては，旧鶯沢が入るということで，あとは単なる名称の変更ですね，名称が登米市と栗原市の二つになるわけですが，やはり名称は，旧町単位の名前が一番先頭に出てくるの

でしょうか。その表示方法について、お知らせください。

- 大村議長 表示方法についてですね。いかがでございましょうか。
- 事務局（中川下水道課長） 現在の都市計画の区域では、そのまま踏襲してございますので、登米市ではございますが、若柳都市計画という形で石越が入ってくるという形となります。
- 大村議長 よろしゅうございますか。
- 木村委員 はい。
- 大村議長 他にいかがでしょうか。

〔「なし」と発言する者あり〕

- 大村議長 それでは、お諮りいたします。議案第 2202 号について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

- 大村議長 御異議ないものと認め、本案については、原案のとおり承認することと決定いたします。

(2) 議案第 2203 号「特殊建築物の敷地の位置について」

- 事務局（小野建築宅地課長） （議案内容説明）
- 大村議長 ただいま事務局から説明がございましたが、委員の皆様から御意見、御質問等を伺いたいと思います。いかがでしょうか。
- 菅間進委員 私も現地を見て参りました。先ほど御報告にありましたように、県議会の方に請願が出ております。ただ、今の御説明ですと都市計画法上も建築基準法上も、まったく問題ないという言葉はあれですが、法律内のことであるということと報告されています。それと、同時並行して環境生活部の方の所管の法律的にも問題がないということと進んでいるということが報告ありましたが、今日は恐らく傍聴者の方の中にも住民の方がいらっしゃるかと思いますが、法律上、まず特にこの場合ですね、まったく問題がないということについての、改めての確認をしたいと思います。
- 事務局（小野建築宅地課長） 建築基準法の 51 条に基づきます都市計画上の支障の有無ということになりますので、建築基準法の 51 条では、都市計画に定める内容に支障がないかということになりますので、都市計画、土地利用、都市施設、市街地開発事業、こういったことが都市計画で定められるのですが、そういったことに今回の既存の建築物を活用することから考えますと、それに直接抵触するようなことはないということとございます。また、環境サイドにつきましては、総括して申し上げますと許可基準に適合していると聞いておりますので、そういった面では工場の許認可についての都市計画法上の直接の支障ということについては、認められないのではという判断でございます。

- 菅間進委員 わかりました。そのことについては確認をさせていただきました。ただ残念ながら、住民の方々の十分な御理解をいただけてないというふうに推測されますが、なお、これから、先ほどの説明の終わりの辺りに努力して参るというようなことをおっしゃってましたが、それについて、もう少し詳しく、もう一度確認をさせていただきたいと思います。
- 事務局（小野建築宅地課長） 今、最後の方にお話いたしました。都市計画上の支障の有無ということについては、お話ししましたとおりでございますけれども、地域の住民の方々を始め、町の関係者の皆様、そういった方が事業に対して不安とか危惧とか持っているのは事実でございますので、そういったことに対しましては、具体的にその事業者に対して違法な操業を行わないとか、環境基準をきちんと守ると、そういったことをそれぞれの法令の所管する部局で、きちんと監視、指導をしていくと、そういったことをまず約束するというのが一つ、もう一つは、それらの内容が事業者と町と住民の皆様方との三者の中で協定という形で更にモニタリング等を含めながら監視をしていくと、そういう態勢ができるように今後指導をしていきたいと、そういうふうなことでございます。
- 大村議長 いかがでしょうか。
- 菅間進委員 法律上では、法治国家でありますので、問題なしということと理解しました。ただ、先ほど繰り返し確認させていただきましたけど、蔵王町と地元住民の方々の不安が解消できるように、最大限行政として、県として努力していただくことを要望して、私の質問を終わります。
- 大村議長 他にいかがでございましょうか。
- 濱野委員 私自身、蔵王町の住民なんです、蔵王町の「町づくり町民会議」という会議のファシリテーターとして、おとし務めさせていただいて、今現在は企画審議委員という立場をいただいております。先ほどのお話にありました町の長期総合計画というものについて、観光と農業というのを打ち出していこうと、前面にですね、これは宮城県、広くいえば東北に貢献するということも含めまして、観光と農業という二つのキーワードをメインにするということで、長期総合計画を作るお手伝いをした一人でもございます。この町民会議という会議は、26名のメンバーで、この場所については、当時から話題になっておりましたので、私自身もこのメンバーと共に二度、三度とこの場所に立ったのですが、先ほどの参考資料の写真の2枚目にある、ナンバー3と4の位置なんです、ここにある写真は厚い雲に覆われている写真としか写っておりませんが、青空の日は、刈田岳、屏風岳が正面に見える箇所であるんです、と同時に村田インターチェンジから降りて1km、ここからいよいよ蔵王だという、ちょうど玄関口に当たる場所なんです、そこにこの巨大な建物があるということで、せっかく観光と農業というものを前面に出して、しかも玄関口というところにこの施設があることが非常に残念だという話題で持ちきりだったのです。現実、私自身もずっと昔から蔵王にいたわけでないのですが、入ったときにやはりこの場所、ちょうどこの3番の写真にあるガードレールの位置に立って、これを背景にして写真を撮ると蔵王の連邦が非常に美しく見える、この町内の中でもいくつかあるうちの一つという名所地、場所にこの建物があると

ということで、非常にこれについては議論が交わされてきたわけです。企画審議会の中でも、こういったものは非常に話題になりまして、それで、先ほどのお話のように法律の問題は完璧だと、環境も満たしているということではあるにしても、やはり大事な都市景観とか、町自体が打ち出そうとしているコンセプトというものに対して、大きな支障になっているということは現実のことです。ですから、住民の感情なり、意見というものは、それを法律だとか理論的な形で攻めようが、何をしようが、やはりこれは町にとって致命的なものであるということは、当の町民本人というものは、それぞれが恐らく全員の方がそう思われていると私は感じているんです。そういうような行政という部分のフィルターで通しきれない大きな問題というものがここにあるということで、私もここで公職に立っておりますので、私見は述べずに申し上げますと、実際そういうような場所であるということ、ここで申し上げておきたいと思います。この蔵王に限らず、やはり、この東北というものを観光あるいは農業、そういったものをこれからロハスな形で打ち出していくという上では、こういう一つの要因というものは何らかの形で解決していかなければならないと思いますので、そういうところも含んだ上で審議していただければと思います。以上です。

- 大村議長 他にいかがでございましょうか。今の発言は、法的には問題がないとはいうものの、地元の町民の多くがこここのところに対して、違った意見を持つだろうと、そういうものを考慮するかといった話でありますね。森杉先生、こういうとき、どうしますか。
- 森杉委員 結局、今のお話を聞いてますと、景観の問題が今回の場合は最大の問題点になっているのではないかと思います。しかも、今回のというよりも、もともとこの建物が建ったのは、だいぶ前でしょ、これは。そうすると、その段階での処理をこの段階でできるかどうかという、こういう問題になっているように思います。そういう点では、それこそ法律に基づいていると言ってはいけないのかもしれませんが、難しいですね。だから、少し景観をそんなに見るところからということが、先ほどのおっしゃった3番とか4番というところでありますから、既に高速道路は過ぎてますので、見えなくなっているような状況だと思っております。何かちょっとした景観の修景というのは、少しぐらいできそうなところは有り得るのでしょうか。他にも、もちろんかと思いますが、こういう手段が探れるのかどうなのか、あるいはそういう可能性があるのかどうなのかということが気にはなりますが、正直なところ、今回は改めてこの建物が問題である限りにおいては、これの新しいリサイクル産業への転換は、景観に対しても改めて被害を与えているわけではないわけですから、許可せざるを得ないのではないかと私はそう思います。
- 大村議長 他にこの件に関しまして御意見ございませんか。今のお話であったように、景観上の問題としてはかなり古い段階でこの界隈に工業等のインターがあるところに誘致するというような話をしている、そんな一環の中で出てきたというような部分もある、それからもう一つは、いわゆる景観条例に基づいてそれぞれの地域が景観を守るための計画を作ることができる段階になっているのだけど、考えてみれば良いところだと言っているけれども、まだそういうところに至っていない、建物をこれから建てるという話ではなくて、既に建って

いるものだという辺りが難しい話になるような気がするんです。今の濱野委員の御説明では、建物が建ってなくて、これから建てるという話だと、それはという話だけれども、何か形としては、景観法に基づいた蔵王が良く見えるために町はどうするかというような施策をぜひお作りいただいて、そういう時にいくつかのリストアップポイントというか、そういうようなものを設定しているものの中に取り入れるべきことであれば、非常に長期的にそういう方向に持っていくという話しかないかなと、景観上はですね。あともう一つは、今は都市計画では大丈夫だといっても、実際にやり出してみるとゴミや何かがいっぱい散らばって、乱雑でどうしようもないといったような話になってしまうと困るわけです。だからそれは都市計画ではなくて、いわゆる環境生活部か何かになるのだと思いますが、そちらの方でしっかり見守っていくのが必要かなと。それから、前に大和町でも類似した話が出てきまして、やっぱり、この名前があまり良くないのですね、リサイクルのための施設で本当は県内にいくつかしっかり作って、やたらに産業廃棄物を捨てるというのを、みんなで捨てる量を少なくしていこうというためにやる仕事の一つであるので、産業廃棄物中間処理施設というのが、町の人にイメージをうんと悪くしている可能性があるような気がします、そのへんは、そういうことが大切な仕事の一つなのだという説明をやっぱりしっかりしていく必要がどうもあるかなという感じはします。大和町の時には、但し書きを付けて、それをしっかり県が説明をしていきなさいというようなことを書いたような気がします。

○濱野委員 当時の話し合いをちょっとだけ補足をしますと、既にある建物ということは、既存のものだったので、まさにそのとおりだと思います。願わくば、そのまま耐用年数を迎えて、解体と。本来ならば、この位置は道の駅ぐらいがあってちょうどいいというような立地条件なわけですし、それを耐用年数を待ってそのまま消し去るというところに、更に別の事業者がこのようなこととなると、そこにまた新しい命を吹き込んで、長らえるということで、そうすると、今ここでこれを打ち消したとか、そういうことでなくて、向こう10年、20年ということを考えた時の蔵王町という視点から見た時に、本当に問題がある話題ではあったのです。やはり、法治国家というところで、法に一つ一つを今照らしていけば、まさにそのとおりかもしれないですけども、ただ、それ以外の部分が町民の中にあるということを掛かり留めておきたいと思います。以上です。

○大村議長 わかりました。他にこのことに関して、何か御意見ございますか。

○中山委員 意見ではないかもしれませんが、大和町の際は私も町サイド、それから住民サイドと両方から接点があって、いろいろお話を聞いたりしていたこともありまして、本質的な問題だけではなくて、感情的な、まあ、事前の説明が非常に不足していたとか、そういった共通認識が図られていなかったというのも大きな要因として働いていたという感想を持っております。結果の善し悪しは別としまして、そういったプロセスというのは大事なんだなというふうに感じた事例でありました。今回の件について、これまでの経緯が私自身認知しておりませんので、何とも申し上げられませんが、先ほど森杉委員がおっしゃったことも非常にうなずける話でありまして、ネガティブにだけでなく、プラス指向といいます

か、前向きな考え方も一つは大事なのかなというふうに思います。それと、そういった視点とは、まったくもって別なのでありますけれども、特定行政庁が認めて許可した場合というふうに下線が引いてございます。法律のほうでございまして、仮に視点を変えまして、今回許可しなかった場合に、特定行政庁が責任という何かリスクが発生するかどうか、そういったこともちょっと教えていただければと思います。

○大村議長 事務局いかがでしょうか。

○事務局（小野建築宅地課長） 特定行政庁のリスクという質問でございまして、特定行政庁というのは、皆さんお話ししましたとおり、私たちの方の立場とすれば、建築基準法という法律がございまして、それに基づいて適正に判断をして法を運用していくということになりますので、法に基づいた判断ということになりますから、いわゆるリスクとか、そういうふうな見返りのなものについては、基本的にはございません。支障があるかどうかを判断して許可相当となれば、許可をします。そういう判断でございまして。

○大村議長 ここに来る前までに、もう少し市民の方々としっかりした話し合いがあつて、議論ができているとよろしかったわけですが、こういう状況の中でここに上げられてしまったということで、法律的には許可しない理由というのはなかなか難しいと、しかし地元の中に相当の、この土地に対する思い入れがあるということでもあります。それが景観法に基づいた何か運動を起こして、計画を作るなどというプロセスにあたりすると、また相当考えなければいけない感じではありますけれども、まだちょっとそこまでいっていない、そういう中でどういう判断をするかという、大変難しい決断というふうに思います。

○菅間委員 先ほど打ち切ったはずなのですが、皆さんの御意見を聞いていて、私なりにこういう機会に私見というか、述べさせていただければと思つて手を挙げたんですが、鉄工所のままであつたら、果たして景観のところまでいったのかと、確かにそういった話にもなつていたというのですけれど、住民の方々の関心がそこまで高まらなかつたのではないかと。確かに宮城県内を見ても、蔵王町というのは大変観光資源に恵まれて、松島と同じように、より頑張つていただかなければならないところだと私も思うのです。それで、先ほど確認しましたが、法的には、残念ながらという言葉は適正かどうかは別として、残念ながら瑕疵がないということでございます。鉄工所のままであつたら駄目だ、要するにあまり関心を持たなかつた、しかし、世の中必要なリサイクル工場だけれど、やはりいろいろとイメージの問題もあるし、また、業者の姿勢によっては、いろいろと問題が起きるといふ業種ですから、この機会にぜひ、財源の問題もあります。蔵王町には業者の方々と町づくりのことについて話をさせていただいて、木を植えるとか、色合いをどうするとか、そういった御努力をしていって、より、蔵王町が観光の町づくりをするんだということに、生意気な言い方ですが、していただければありがたいなというふうに思います。

○安藤委員 一つだけ確認させていただきたいのですが、村田インターチェンジを出たところで、T字路に突き当たつて信号があつて、左に行くとこの工場というふうに認識してまされど、ここに道路を造っていますよね、山を削つて。それからまっすぐ平沢の方に向かつて、

田んぼの中に道路を造っているのものが、とらえて久しいのですが、これは国が造っていた道路、それとも、県が造っていた道路ですか。

○大村議長 わかりますか。

○事務局（小野建築宅地課長） 村田町で造っている道路のようです。

○安藤委員 それがまっすぐ通りますと、そこが本当に村田インターチェンジからの蔵王への道の玄関口というふうなロケーションとなったと思うのですが、途中で工事が止まったままになってしまったので、どうしたのかなと思ひまして御質問しました。

○大村議長 先ほどの地図の上では、周辺を書いた12枚の絵が入った地図の上では、今のお話の位置は。

○安藤委員 参考資料の1ページのインターチェンジを降りて、⑤というところに向かってまっすぐ伸びたような形で山を切り崩してたんです。

○事務局（門傳都市計画課長） インターから出て、ぶつかってT字路になって、そこをまっすぐ行くのは、村田町の事業です。

○安藤委員 そうでしたか。

○大村議長 よろしゅうございますか。多分本当に蔵王の景観とか、観光振興ということになると、インターチェンジの付近から、どういう景観を維持するかといった計画が本当は先手を打って作られていることが望ましいわけだけど、従来あまりそういうところまでいかに、個別の事業で事業が進んで来ているという事情にあって、そういう中でこの話が起きていると、住民感情はあるかもしれないけれど、やはり法治国家であるということも疎かにすることはできないことであろうというふうに思います。今の問題で意見が相当分かれるのであれば、挙手によって裁決をするということをするし、付帯意見を何か付けておくというようなことであれば、付帯意見をということにしますし、あるいは大方の意見がこのまま今の状況を判断すると原案どおりでよろしいのではないかというようなことが中心であれば、原案どおりとしたいと思いますが、どの辺りがいいかということについて、二、三、御意見をいただいて方向を決めたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○菅間委員 今、法律化された、いろいろな景観法のこととか、要するに既にあるものについての課題がありますので、都市計画法上とか建築基準法上は、残念というか、繰り返しいますが瑕疵がないということですが、今後の町づくりについて何らかの問題提起をする意味では、付帯意見、その内容によりますが、それはやはりこれをまとめた中での会長に一任することにして、付帯意見での裁決がよろしいのではないかなと思います。

○大村議長 他にいかがでございましょうか。

○佐々木委員 私も町村を預かる一人の首長として、今確かに法律上は問題ないと、あるいは、環境基準に適合しているということで、法律の結果だけで結論を出すのであれば、それは問題ないかもわかりませんが、やはり、町を預かる者として一番恐れているのは、風評被害が起こる可能性というのが非常に強い、まして皆様方からお話があったとおり、蔵王は日本有数の観光地であり、また、果樹を中心とする農業生産高も非常に高い町です。そうい

った町に風評被害が起きた時に、影響というのはものすごい大きいことだと思います。私の町に置き換えれば、ぜひ許可しないで欲しいと言いたいところでございます。しかし、法治国家である以上は、法律に基づいて許可されると、従って今、菅間委員がお話のとおり、やはりしっかりと風評被害が起きた時にどう対処するかということについて、先ほど事業者と町と、それから地域住民ということだけでなく、やはり県もそういったことに対して、取り決めの時に入って、何か意見をきちっと、そういった問題が起きた時にどうするかということ、確認をしながら結論を出していただければ、ありがたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

- 大村議長 もうひとかたぐらい、いかがでございましょうか。なければ、今、おふたりとも、付帯意見を付けてはどうかというようなことでございますが、内容的には、観光にかかわる蔵王というようなこともあり、その風評被害や何かにならないように、県もしっかり対応してくださいという内容のものを入れて、付帯意見を作るという考えでよろしゅうございますか。

〔「はい」との声。〕

- 大村議長 付帯意見の中身について何か御要望、その他にございますか。なければ、私にこの後、一任させていただいてよろしゅうございましょうか。それとも、ここで協議いたしますか。
- 菅間委員 会長に、先ほど、私申し上げましたように、十分皆さんの御意見聞いていますから、会長にとりまとめ一任させていただきたいと思います。
- 大村議長 反対がございませんでしたら、私が事務局と御相談させていただきながら、今日の皆さんの御意見を入れた付帯意見を作りたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「はい」との声。〕

- 大村議長 それでは、お諮りをしたいと思います。この件につきましては、付帯意見を付けて、この案を通すという形にさせていただきたいと思います。御異議ございませんね。

〔「なし」との声。〕

- 大村議長 それではそのように決定いたします。それでは、付帯意見につきましては、基本的には、地元が観光のようなことを重視する町づくりをこれから推進する上で、不利にならないようなことに関して、県も汗をかいて努力していきたいという内容のことを含ませていただきたいと思います。会長としては、できるだけ早く、景観計画のような物をお作りになられて、町全体で蔵王の景観をどう守っていくのかというのを、早くお決めになられることを濱野委員さん、かかわってられるのであれば、お進めいただければと思います。

以 上